

総合的法律サービス提供の仕組み等に関する司法制度改革審議会意見、 司法制度改革推進計画及び小泉総理発言の概要

1. 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

・ 民事法律扶助の拡充

民事法律扶助制度については、対象事件・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等について、更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実すべきである。

・ 司法の利用相談窓口・情報提供

司法の利用相談窓口（アクセス・ポイント）を裁判所、弁護士会、地方公共団体等において充実させ、ホームページ等を活用したネットワーク化の推進により、各種の裁判外紛争解決手段（ADR）、法律相談、法律扶助制度を含む司法に関する総合的な情報提供を強化すべきである。

・ 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備

被疑者に対する公的弁護制度を導入し、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備すべきである。

公的弁護制度の運営主体は、公正中立な機関とし、適切な仕組みにより、その運営のために公的資金を導入すべきである。

弁護人の選任・解任は、現行の被告人の国選弁護制度と同様に裁判所が行うのが適切であるが、それ以外の運営に関する事務は、上記機関が担うものとすべきである。

上記機関は、制度運営について国民に対する責任を有し、全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢を整備すべきである。殊に、訴訟手続への新たな国民参加の制度の実効的実施を支えうる態勢を整備することが緊要である。

・ 法律相談活動等の充実

法律相談センター等の設置を進めるべきである。

2. 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日）

・ 民事法律扶助の拡充

民事法律扶助制度について、対象事件・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等につき更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実することとし、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)

- ・ 司法の利用相談窓口・情報提供

司法の利用相談窓口を裁判所、弁護士会、地方公共団体等において充実させ、インターネット上のホームページ等を活用したネットワーク化の促進により、ADR、法律相談、法律扶助制度を含む司法に関する総合的な情報提供を強化するための方策を検討し、逐次、所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

- ・ 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備

被疑者に対する公的弁護制度を導入して被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備することとした上、その運営主体は公正中立な機関とし、適切な仕組みによりその運営のためにいわゆる公的資金を導入することとして、所要の法案を提出する(平成16年通常国会を予定)。(本部)

- ・ 法律相談活動等の充実

弁護士会の法律相談センター等の設置を進めることについて、日弁連における検討状況をふまえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(法務省)

3. 小泉総理発言要旨

- ・ 司法制度改革推進本部顧問会議第5回会合(平成14年7月5日)

「改革でまず必要なのは、司法を国民の手の届くところに置くことである。全国に3,300余りある市区町村の85%には、弁護士が1人もいないという説明を聞いた。例えば、私の地元で言えば、横須賀市には23名の弁護士がいる一方で、三浦市には1人もいないとのことである。司法改革は、人材を育成し、法曹人口を増やすことを柱の一つとしている。その意味するところは、全国どのまちに住む人にも法律サービスを活用できる社会を実現することであるから、その具体的な方策を講じていく必要がある。」

- ・ 司法制度改革推進本部顧問会議第6回会合(平成14年10月2日)

「司法を国民の手の届くところに置かなければならない。そのために、人材を育成し、法曹人口を増やすとともに、全国どの町に住む人にも法律サービスを活用できる制度を構築する必要がある。」

- ・ 司法制度改革推進本部顧問会議第9回会合(平成15年2月6日)

「更に、司法は「高嶺の花」ととどまらないで、誰にとっても「手を伸ばせば届く」存在にならなければならない。そこで、法的紛争を抱えた市民が気軽に相談できる窓口を広く開設し、きめ細やかな情報や総合的な法律サービスを提供することにより、全国どの街でもあまねく市民が法的な救済を受け

られるような司法ネットの整備を進める必要がある。」

4. 「司法ネット（仮称）の整備」についての意見募集

全国どの街でもあまねく市民が法的な救済を受けられるような制度の整備について、意見募集を実施。

- ・ 意見募集期間 平成15年3月27日～6月30日
- ・ 方法 郵便又は電子メール

司法アクセス検討会

平成15年4月14日現在

1 メンバー（五十音順）

亀井 時子（弁護士）
 始 関 正 光（法務省民事局民事法制管理官）
 高 橋 宏 志（東京大学教授）《座長》
 竹 内 佐和子（東洋大学教授）
 西 川 元 啓（新日本製鐵(株)取締役）
 長谷川 逸 子（建築家）
 長谷部 由起子（学習院大学教授）
 飛 田 恵理子（東京都地域婦人団体連盟専門委員）
 藤 原 まり子（(株)博報堂生活総合研究所客員研究員）
 三 輪 和 雄（東京地方裁判所判事）
 山 本 克 己（京都大学教授）

2 開催状況

回数	開催日	議題等
第1回	平成14年1月30日	主な検討事項の説明等
第2回	平成14年2月27日	受付相談窓口の視察等
第3回	平成14年3月27日	実情視察の結果について 民事訴訟の手續の概要について 訴えの提起の手数料について
第4回	平成14年4月23日	訴えの提起の手数料について 簡易裁判所と地方裁判所の機能と役割分担について 簡易裁判所における少額訴訟手續について 訴訟費用と訴訟費用額確定手續について
第5回	平成14年5月28日	簡易裁判所の民事訴訟の実情等について 弁護士報酬の実情について 民事法律扶助制度の概要について 訴訟費用額確定手續と訴えの提起の手数料について 訴えの提起の手数料と訴訟費用額確定手續の検討課題について
第6回	平成14年6月27日	簡易裁判所の機能の充実等について 訴えの提起の手数料，訴訟費用額確定手續について 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて
第7回	平成14年7月17日	簡易裁判所の機能の充実について ・ 関係機関からのヒアリング 訴えの提起の手数料について 訴訟費用額確定手續について
第8回	平成14年9月10日	簡易裁判所の管轄拡大について 訴訟費用額確定手續について
第9回	平成14年9月30日	訴訟費用額確定手續について 訴えの提起の手数料について 簡易裁判所の管轄拡大について
第10回	平成14年10月15日	簡易裁判所の管轄拡大について 訴訟費用額確定手續について 訴えの提起の手数料について
第11回	平成14年11月28日	司法の利用相談窓口・情報提供について 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて
第12回	平成15年1月29日	司法の利用相談窓口・情報提供について 民事法律扶助の拡充について ・ 財団法人法律扶助協会からの説明 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて
第13回	平成15年3月10日	司法の利用相談窓口・情報提供，民事法律扶助の拡充について 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて

公的弁護制度検討会

平成15年4月14日現在

1 メンバー（五十音順）

池田 修（東京地方裁判所判事）	高井 康行（弁護士）
井上 正仁（東京大学教授）《座長》	土屋 美明（共同通信社論説委員）
浦 功（弁護士）	樋口 建史（警察庁刑事局刑事企画課長）
大出 良知（九州大学教授）	平良木 登規男（慶応義塾大学教授）
清原 慶子（前東京工科大学教授）	本田 守弘（最高検察庁検事）
酒巻 匡（上智大学教授）	

2 開催状況

回数	開催日	議題及び論点
第1回	平成14年2月28日	検討事項の説明等
第2回	平成14年5月7日	当面の検討の在り方に関する協議等
第3回	平成14年6月25日	被疑者に対する公的弁護制度の対象事件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選任請求権を与える事件の範囲 ・ 職権による選任制度又は必要的選任制度の当否 公的弁護制度の担い手である弁護士の確保方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤弁護士 ・ 契約弁護士（弁護士法人を含む） ・ その他の確保方策 ・ 常勤弁護士及び契約弁護士等の規模
第4回	平成14年7月23日	私選弁護と公的弁護の関係 公的弁護制度下での弁護人の選任要件 公的弁護制度下での弁護人の選任の始期及び選任の効力の終期 公的弁護制度下での弁護活動の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護活動の自主性・独立性の確保方策 ・ 弁護活動の水準・適正の確保方策 公的弁護制度下での弁護報酬の算定方法
第5回	平成14年10月29日	公的弁護制度の運営主体について <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営主体の事務 ・ 運営主体の組織
第6回	平成14年12月24日	公的付添人制度について <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的付添人制度の意義，必要性，留意点 ・ 少年の被疑者に対する公的弁護制度の在り方
第7回	平成15年2月28日	関係機関からのヒアリング
第8回	平成15年4月1日	公的弁護制度の具体的制度設計に向けた議論のたたき台による検討 1